「客観的評価指標」ならびに 「費用便益分析マニュアル」について

国土交通省道路局企画課道路事業分析評価室

もりわか みねあり

課長補佐 森若 峰存



はじめに

わが国の経済,社会を取り巻く環境が変化する中で,社会資本整備については,効果的・効率的な実施と,透明性・アカウンタビリティの向上が求められている。

これらを実現するため,国土交通省では,道路 事業について,平成9年度より,費用便益比 (B/C)等を用いた事業評価システムを導入して いる。

道路事業に関するこうした取り組みは,社会的に有意義な事業の実施を促し,一方で無駄な事業を排除することにより,社会のニーズの把握と的確な対応,効率的な施策展開と事業執行を可能とし,一定の成果を上げているといえる。

しかしながら、経済社会情勢や国民意識が大き

く変化している昨今,評価システムの継続的な改善を行うことが重要である。

このため,国土交通省道路局では,より一層効率的かつ透明性の高い道路事業を推進するため,平成15年1月23日に「道路事業評価手法検討委員会」(委員長=森地茂東京大学教授)(以後「委員会」という)を設置し,道路事業の評価手法に関する審議を重ねてきた。

本稿では,委員会における審議を受けてとりま とめられた,道路事業評価に係る基準等の改定内 容について紹介する。



道路事業評価における基準等と 改定の必要性

(1) 道路事業評価の種類と要領・基準等

道路事業では,効果的・効率的な事業実施を推進するため,図 1に示す3段階(新規事業採択

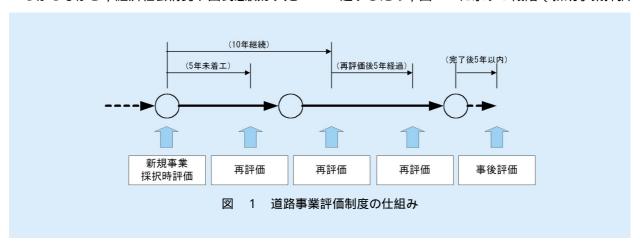


表 1 道路事業評価の要領・基準等				
評価の種類	要領・基準等			
計画の発展	要領等	基準等		
新規採択時評価	・国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領[H13.7.6国土交通事務次官通達] ・道路事業街路事業に係る新規採択時評価実施細目 [H13.7.6道路局長・都市・地域整備局長通達]	・費用便益分析マニュアル(案) [H10.6.26課長通達]【 今回改定】 ・客観的評価指標(案)[H11.11.1道路局企画課長・ 都市局街路課長通達]【 今回改定】		
再評価	・国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 [H13.76国土交通事務次官通達] ・道路事業街路事業に係る再評価実施細目 [H13.76道路局長・都市・地域整備局長通達]			
事後評価	・国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領 [H15 3 31国土交通事務次官通達] ・道路事業街路事業に係る事後評価実施方針(案) [H11 .11 .1道路局長・都市局長通達]	・客観的評価指標(案)に対応する事後評価項目(案) [H11.11.1道路局企画課長・都市局街路課長通達] 【 今回改定】		

時評価,再評価,事後評価)で評価を実施するこ ととしている。

なお,各評価における従来の要領・基準等は, 表 1に示すとおりである。

- (2) 各基準等の改定の必要性
- ① 費用便益分析マニュアル

従来の「費用便益分析マニュアル(案)」で用 いられていた原単位は平成11年度時点の価格であ り,その後の経済情勢の変化等を鑑み,原単位を 最新の値へ改定する必要があった。

② 客観的評価指標

従来の「客観的評価指標(案)」で設定されて いた評価指標は,新道路整備五箇年計画(平成10 ~14年度)の体系に合わせて整理されていたが, 計画期間の終了を受け,新たな長期計画の体系に 合わせた再構成を行うことが必要とされた。

また,近年の行政を取り巻く状況の変化等に鑑 み、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」 (平成14年4月1日施行)の考え方や,アウトカ ム指標の考え方に合わせ,評価指標の改定が必要 とされた。



費用便益分析マニュアルの改定 内容

「費用便益分析マニュアル(案)」では,便益 項目として,①走行時間短縮便益,②走行経費減 少便益,③交通事故減少便益を対象としている

が、それぞれの項目について、最新の値への年次 更新を中心に行った。

(1) 走行時間短縮便益

時間価値原単位については,表 2に示すとお り,乗用車・バスは増加,貨物車は減少してお り,全体としては減少傾向となった。全体的な減 少要因は,平均賃金の減少等によるが,乗用車に ついては,車両の機会費用を考慮したこと等によ り増加している。

なお,委員会での議論の中で,時間価値につい ては,行動価値に基づいて算出してはどうかとい

表 2 時間価値原単位の改定						
車 種	時間価値 原単位 (円/分・台)		増減率	主な変動要因		
	現行	改定				
乗用車	55 .82	62 .86		自家用乗用車における 車両の機会費用の考慮 (+)		
バス	496 .03	519 <i>.</i> 74	4 8%	貸切バスの考慮(+) 自家用バスの考慮(-)		
乗用車類	67 27	72 <i>4</i> 5	7.7%			
小型 貨物車	89 52	56 &1	36 5%	自家用貨物車の考慮 (-)		
普通 貨物車	101 39	87 <i>4</i> 4	13 .8%	自家用貨物車の考慮 (-)		
全車種平均*	76 .01	70 94	6 .7%	(全体としては) 賃金等の下落		
*車種ごとの走行台キロ比率による加重平均						

う意見もあったが,結果の安定性および実務への 適用性等から,資源価値に基づく計測手法を採用 することとされた。

(2) 走行経費減少便益

走行経費原単位については,燃料消費量の推計 式の改定や,各データの更新等による改定を行っ た。

改定のポイントは表 3に示すとおりである。

(3) 交通事故減少便益

交通事故減少便益の原単位については,算出データの更新による改定を行った。人命価値や事故件数については増加傾向にあるが,人身事故1件

表 3 走行経費原単位の算出における改定ポイント

<u> </u>				
費	費用項目	概要	改定のポイント	
	燃料費	ガソリンおよび軽油に 要する費用	燃料消費量推計式の改 定および各種データの 年次更新	
	油脂費	エンジンオイル等に要 する費用	各種データの年次更新	
	タイヤ・ ューブ費	タイヤ等に要する費用	各種データの年次更新	
	整備費	修理等の点検・整備に 要する費用	各種データの年次更新	
車	両償却費	車両の購入に要する費 用	各種データの年次更新	

表 4 項目別損失額の改定

(単位:千円)

14 5%

項目 現行 改定 増減率 34 ,357 36 ,359 5.8% 死亡 死傷者1人当たり 19.9% 重傷 10 562 12 ,660 人的損失額 軽傷 1 ,577 1 542 2 2% 物損事故1件当たり損失額 447 521 16 .6%

1 539

1 316

当たり死傷者数が大幅に減少しているため,全体としては減少傾向となった(表 4,5参照)。

1件当たり渋滞損失額

なお,委員会での議論の中で,人命価値の算出に関し,「支払い意思額」による算出についての意見もあったが,データの不足等から今後の課題とされた。



客観的評価指標の改定

「客観的評価指標(案)」の改定のポイントは,以下の3点であった。

- ① 社会資本整備重点計画(平成15年10月閣議決定)の方針に基づく指標の再整理
- ② 行政評価法(「行政機関の行う政策の評価に 関する法律」平成14年4月施行)の観点(必要 性,有効性,効率性)に基づく評価項目の設定
- ③ アウトカム指標の定義に基づく指標の追加・

表 5 交通事故損失額算定式の改定	5 交通事故損失額算定式の改	定
-------------------	----------------	---

道路・沿道区分				現行	改定	増減率	
						単路	交差点
一般道路	DID	2 車線		AA _{ii} = 2060X _{1ii} + 530X _{2ii}	AA _{ii} = 1850X _{1ii} + 470X _{2ii}	10 2%	11 3%
		4 車線 以上	中央帯無 中央帯有	$AA_{ii} = 1660X_{1ii} + 530X_{2ii}$ $AA_{ii} = 1210X_{1ii} + 530X_{2ii}$	$AA_{i} = 1660X_{1i} + 500X_{2i}$ $AA_{i} = 1370X_{1i} + 500X_{2i}$	0 0% 13 2%	5 .7% 5 .7%
	その他市街部	2 車線		AA _{ii} = 1580X _{1ii} + 500X _{2ii}	AA _{ii} = 1360X _{1ii} + 480X _{2ii}	13 9%	4 0%
		4 車線 以上	中央帯無 中央帯有	$AA_{ii} = 1300X_{1ii} + 460X_{2ii}$ $AA_{ii} = 1090X_{1ii} + 460X_{2ii}$	$AA_{ii} = 1290X_{1ii} + 460X_{2ii}$ $AA_{ii} = 1050X_{1ii} + 460X_{2ii}$	0 8% 3 .7%	0 0% 0 0%
	非市街部	2 車線		AA _{ii} = 1150X _{1ii} + 620X _{2ii}	AA _{ii} = 980X _{1ii} + 580X _{2ii}	14 8%	6 5%
		4 車線 以上	中央帯無 中央帯有	$AA_{ii} = 1060X_{1ii} + 500X_{2ii}$ $AA_{ii} = 780X_{1ii} + 500X_{2ii}$	$AA_{ii} = 890X_{1ii} + 470X_{2ii}$ $AA_{ii} = 700X_{1ii} + 470X_{2ii}$	16 .0% 10 .3%	6 D% 6 D%
高速道路		AA _{ii} = 340X _{1ii}	AA _{ii} = 270X _{1ii}	20 .6%			

AA』: 整備 i の場合の交通事故の社会的損失 (千円/年)

X11 : 整備iの場合のリンクIにおける走行台キロ(千台 km/日)X21 : 整備iの場合のリンクIにおける走行台カ所(千台カ所/日)

修正(定量的評価指標)

例えば、「並行道路等の混雑時旅行速度が20km 未満である区間がある」を「~20km未満である 区間の旅行速度の改善が期待される」と変更する など、事業の必要性のみならず、有効性の観点を 追加した表現とした。また、アウトカム指標の考 え方を用い、「並行道路等の渋滞損失額および削 減率」など、定量的な評価指標が採用された。



地方公共団体への意見照会 およびパブリックコメント によるニーズの把握

委員会での審議内容はすべて公開されており, 審議の各段階で,地方公共団体への意見照会やパ ブリックコメント等による積極的な意見収集を行った。

(1) 地方公共団体に対する意見照会

意見照会期間: H15 4.7~H15 4.21

寄せられた意見数

費用便益分析マニュアルについて:102件 客観的評価指標について:217件

(2) パブリックコメント

意見照会期間: H15 4.7~H15 5.10

寄せられた意見数

費用便益分析マニュアルについて:71意見 客観的評価指標について:89意見

(3) 主な意見

それぞれの意見内容は、おおむね下記に対するものであった。各基準等の改定に当たっては、これらの意見を真摯に受け止めた上で、対応を図ることとした(具体の意見および対応内容については、誌面の都合上、割愛する。詳細は文末に示す道路局IRサイトにて公開されている)。

- ① 費用便益分析マニュアルについて
- ・便益の対象の拡大について
- ・交通流の推計について
- ・地域係数の導入について
- ・割引率および分析期間について

- ・事業に伴う負の効果の費用計上について
- ② 客観的評価指標について
- ・事業採択の前提条件としての費用便益比の基準 値の取り扱いについて
- ・指標の重み付けについて
- ・指標(特に定量的評価指標)の算出法について
- ・指標の追加について
- ・地方部への配慮について



おわりに

今回行った道路事業評価に係る基準等の改定は,現行基準等の策定から時間が経過し,経済社会情勢や国民意識が大きく変化していることを受けて,各種原単位の改定や,評価指標の更新・追加等を行ったものであり,評価手法そのものを大きく変えるようなものではない。

事業評価の手法に関しては,道路に限らず,各 事業ごとに検討されており,また,諸外国におい てもさまざまな手法が考えられるが,比較的新し い研究分野であり,完全な手法は確立されていな いのが現状である。

また,各事業に対する要求は,経済社会情勢や価値観等によって変わるものであり,未来永劫普遍的な手法はないものと考えられる。

一方,改定された内容についても,議論の中でデータ上の制約などから今後の課題として残された項目,パブリックコメントや地方公共団体の意見への対応などから,引き続き検討すべき課題が明らかになってきている。

以上より,道路事業評価手法については,データ上の問題,新たな手法の開発等の観点から整理を行い,事業評価手法のさらなる向上に向けて,努力を行っていく必要がある。

(委員会の詳細については,道路局 HP内「道 路事業評価手法検討委員会(http://www.mlit. go.jp/road/ir/iinkai/)」にて紹介されている)